

平成 31 年度 京都府総合評価競争入札委員会（第 7 回）議事概要

開催日時及び場所	平成31年 3 月 28 日（木） 午前10時～午前11時半 ホテルルビノ京都堀川	
出席委員氏名（職業）	委員長 谷口 栄一（京都大学名誉教授） 委員 川上 卓也（国土交通省近畿地方整備局京都国道事務所副所長） 委員 武田 字浦（国立明石工業高等専門学校准教授） 臨時委員 河合 慎介（京都府立大学大学院生命環境科学研究科） ※臨時委員は議事（2）のみ出席	
議 事 概 要	<p>1 開会 [あいさつ（前田総務部副部長）]</p> <p>2 議事</p> <p>（1）平成 31 年度総合評価競争入札（簡易型）落札者決定基準について</p> <p>（2）平成 30 年度総合評価競争入札（標準型）の技術者提案に対する評価について</p> <p>◇総合評価競争入札（簡易型）落札者決定基準、総合評価競争入札（標準型）の技術者提案に対する評価について、委員から意見を聴取し、入札手続きを実施することとした。</p>	
委員からの意見・質問 とそれに対する回答等	意見・質問	回 答 等
	別紙のとおり	別紙のとおり

別 紙

2 議事

(1) 平成 31 年度総合評価競争入札（簡易型）落札者決定基準について

意見・質問	回 答 等
◇国においても、施工業者が評点の取り方についても熟知してきているため、全体的に成績評点の点数が上がっている傾向がある。最高成績評点の有効期間を今後、短い期間にするというのはよいと考えるが、10年前の成績評点と現在の成績評点の傾向は京都府ではどうか。	◇全体的に成績評点は上がっています。京都府の特徴として京都府だけではなく、市町村や国で獲得した成績評点も認めることとしており、成績評価基準が明確でなかった過去の市町村の成績評点を評価している実態もあり、現実には即した成績評点を評価対象とするべきである考え、今回改正するものです。
◇現在、15年前の評点を保有している高齢の技術者の評点を認めているが、退職している場合は認めていないのか。	◇技術者は継続雇用されている必要があり、認めていません。
◇過去の好成績評点を使用するために、好成績評点を保有する高齢者の雇用継続につながっている部分もあるが、若者の雇用促進につながっていないということも考えられる。	◇発注工事数より、業者数の方が多いため、仕事を安定的に獲得したいという企業の意向があり、仕事を獲得するために高い評点を保有している高齢の技術者を雇い続けなければならない企業もあり、本来の趣旨と異なることから今回改正するものです。
◇減少した技術職員の傾向を分析はしていないのか。	◇現在は減少した職員の傾向については、分析しておりません。業界からは求人募集の段階で若手が参加しないという話も聞いております。
◇若手の動向についても分析は必要ではないか。	◇今後、若手の動向についても分析したいと考えます。
◇今回の最高評点の有効期間の短縮後、段階的に更に短くする予定か。	◇競争が厳しくなっている中で、引き続きよく状況を検討した上で、段階的に有効期間を短くできるか検討していきたいと考えております。

意見・質問	回 答 等
<p>◇緊急時の現場対応の検討等については今後の検討事項ということか。</p> <p>◇仕事の発注の方法も重要であり、災害時のみ工事が増えることもあるが、災害が起こる前に対策で工事を発注することで、工事発注の平準化も見込めるのではないか。</p> <p>◇安定的な工事の確保は非常に重要なことであり、都市部では民間事業とうまくバランスをとっている事業者もいるが、北部の業者等は公共工事に頼っている企業も多く、落札者が固定されている傾向もある。落札回数の少ない業者が優位になる形の検討も重要であり、今回の評価の固定化の改善はよいことだと思う。</p> <p>◇優良工事施工者表彰の評価対象期間を短くすることだが、評価対象の業種・分野は限定しているのか。</p>	<p>◇土木事務所においても緊急対応のため、出張所等を強化することとしており、業者についても緊急対応をどのように評価するか等、今後検討していきたいと考えています。</p> <p>◇国から3箇年の緊急対策として例年を上回る予算配分がされており、防災対策として、しっかりと取り組んでいきたいと考えております。また、京都府では新総合計画を策定中であり、事業の見通しを示して建設企業が新たな雇用や機械の整備等を行えるよう取り組んでいきたいと考えております。</p> <p>◇表彰された工事と同じ業種の工事を評価対象として運用しております。</p>

平成30年度第7回京都府総合評価競争入札委員会次第

日 時 平成31年3月28日（木）

午前10時～午前11時半

場 所 ホテルルビノ京都堀川

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

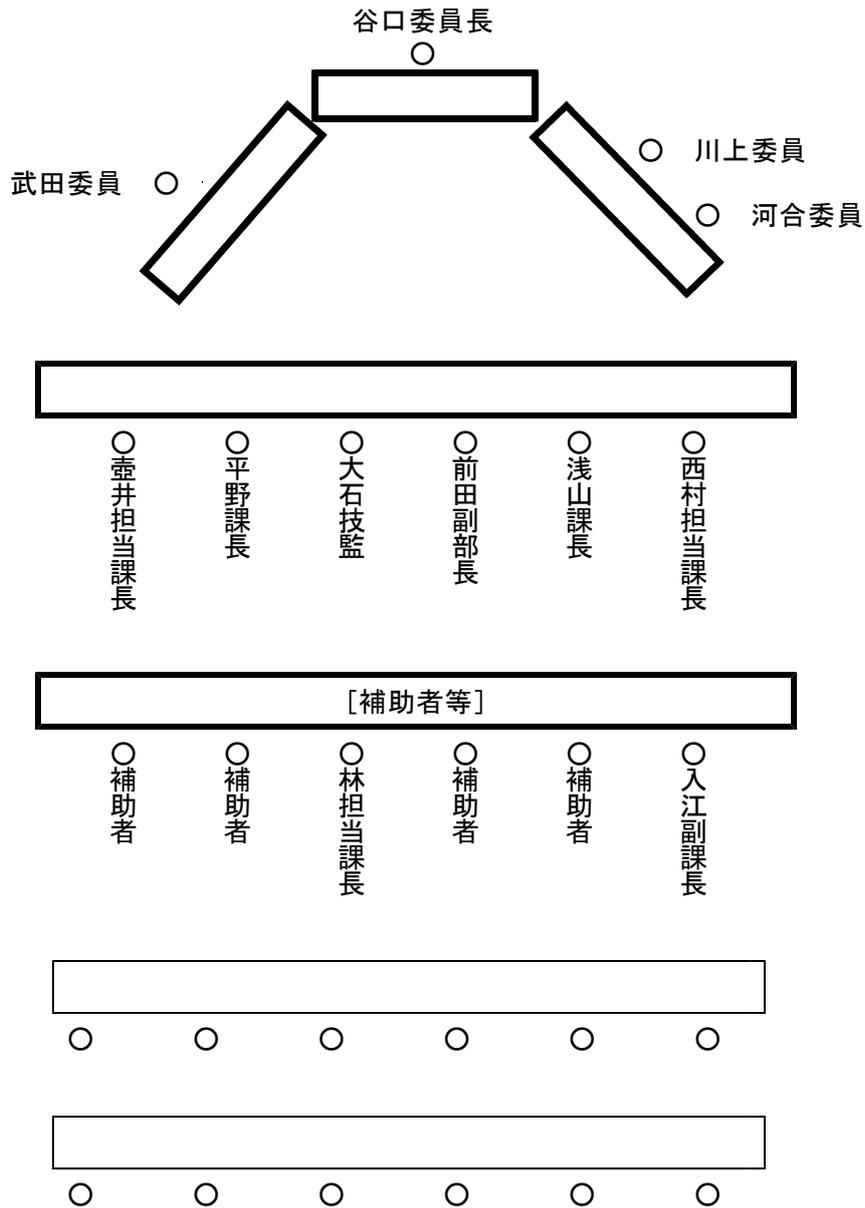
（1）平成31年度総合評価競争入札（簡易型）落札者決定基準について

（2）平成30年度総合評価競争入札（標準型）の技術提案に対する評価について

4 閉 会

平成30年度第7回京都府総合評価競争入札委員会座席図

平成31年3月28日
場所：ホテルルビノ京都堀川



「京都府総合評価競争入札委員会」委員名簿

平成31年3月1日現在（敬称略、五十音順）

役職	氏名	所属等	任期
委員長	たにぐち えいち 谷口 栄一	京都大学名誉教授	平成30年4月1日 ～平成32年3月31日
委員	かわかみ たくや 川上 卓也	国土交通省近畿地方整備局 京都国道事務所 副所長	平成30年4月1日 ～平成32年3月31日
	たけだ なほ 武田 字浦	国立明石工業高等専門学校 准教授	平成30年4月12日 ～平成32年3月31日
臨時委員	かわい しんすけ 河合 慎介	京都府立大学大学院生命環境科学研究科 准教授	平成31年1月15日 ～平成31年6月30日

1 現状と課題

対象：土木・舗装等

- 地震、豪雨等の災害が相次ぐ中で、建設業者が地域の安心・安全の守り手として役割を發揮するためには、①安定的かつ継続的な仕事量の確保による経営の維持、②若手技術者等の担い手確保が不可欠
- 技術力や経営に優れた企業を評価するため、平成18年度から総合評価入札方式を導入してきたが、各企業の努力により加算点の高得点化が進み、企業間の評価点差が縮小したことにより、一部の項目の評価が全体評価に大きなウェイトを占めるため、落札者が固定化する傾向が見られる

現在の総合評価制度に対する建設業協会の主な意見

- ・ 「技術職員数の維持」や「同規模工事の最高評点」で高得点獲得を目指すため、高齢の技術者を雇用し続けざるを得ない
- ・ 「優良工事施工者表彰」は有効期間が長すぎる
- ・ 地域貢献(災害対応や除雪)に関する項目をさらに評価してほしい【北部】
- ・ 国の制度(若手評価等)を導入してほしい【南部】



担い手確保の妨げや固定化に繋がる運用の改正

2 分析・検証と改正案の検討

(1) 担い手確保の妨げに繋がる運用の改正【個人評価】

①「同規模工事の最高評点(配置予定技術者)」における有効期間の検討

- 現行制度と経過(対象期間の工事)
 - ～H26：H11以降に完工した工事
 - H27～：過去15年間に完工した工事(現行制度)
- H29年度(JV案件、紙申請等除く)における過去15年間の「同規模工事の最高評点」の申請者における状況

1～5年前	6～10年前	11～15年前
67.3%	25.6%	7.1%

○上記期間のうち、落札した者が80点以上である割合

78.3%	66.7%	100.0%
-------	-------	--------

●他府県の状況

近畿地方整備局を含め近畿府県では、4団体で技術者評点を評価
15年としている団体はなく、8年が最大

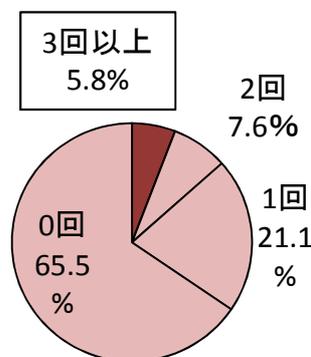
→ 有効期間を15年から10年に短縮

(2) 落札者の固定化に繋がる運用の改正【企業評価】

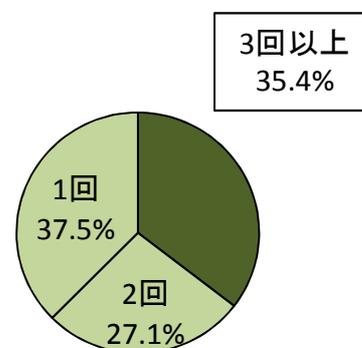
●3件以上落札している企業の落札状況（I 等級（JV除く）：土木一式）

年度	H25	H26	H27	H28	H29
3件以上受注した比率	14.5%	15.3%	9.0%	13.2%	16.9%
最大受注回数 (技術重視除く)	4回 (3)	5回 (4)	6回 (4)	7回 (6)	6回 (6)
案件数	85	96	97	120	96

申請者数



落札件数



●3件以上落札している企業の分析

□「優良工事施工者表彰」を受賞している企業が約9割

□「技術職員数の維持」項目において、高得点を獲得している企業が約7割

②「優良工事施工者表彰（企業）」における有効期間の検討

●現行制度

	1回目	2回目	計
優秀賞	1.0	0.3	2回×3カ年=6回
奨励賞	0.5	—	1回×3カ年=3回

□一度「優秀賞」を受賞すると落札するまで実質3年間
何度でも申請が可能（最大6回）

●他府県の状況

近畿地方整備局を含め近畿府県では、3団体で「表彰」を評価

近畿地方整備局では平成29年から有効期間を2年から1年に短縮

→ 有効期間を実質3年から2年に短縮

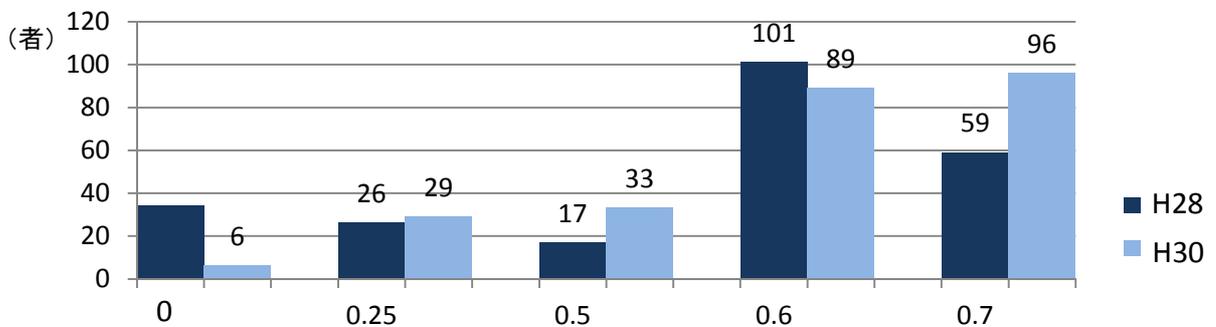
③「技術職員数の維持」における評価方法を変更

●現行制度

技術職員の数増減状況 (H27-H30)		加算点
10% < 増減率	又は 3人以上の増	0.7点
0% ≤ 増減率 ≤ 10%	かつ 2人以内の増	0.6点
-10% ≤ 増減率 < 0%		0.5点
-20% ≤ 増減率 < -10%	又は	0.25点
増減率 < -20%	かつ 2人以内の減	
増減率 < -20%	かつ 3人以上の減	0点

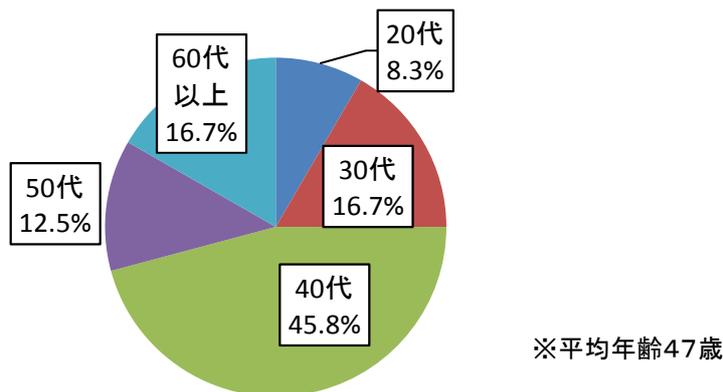
- 技術職員数が増加した企業にインセンティブを与えている
- 若手の雇用増大に期待
- 近畿地方整備局及び近畿府県では、同様の評価項目は無し

●「技術職員数の維持」におけるH28年改正時との比較(土木工事・I等級)



企業の努力により、H28の制度改正時より高得点者が増加

●3件以上落札している企業のうち、増加した技術職員の年齢層の分析



- 若手の雇用に一定効果はあるものの、中高年層や一度退職した60代以上の雇用による増加

→ 技術職員数を現状維持している企業をプラス評価

3 まとめ

①「同規模工事の最高評点」における有効期間を短縮

□現状
過去15年間

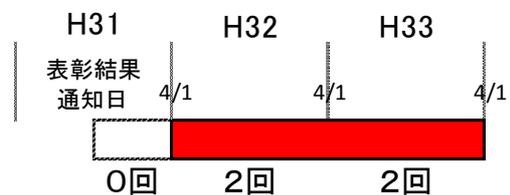
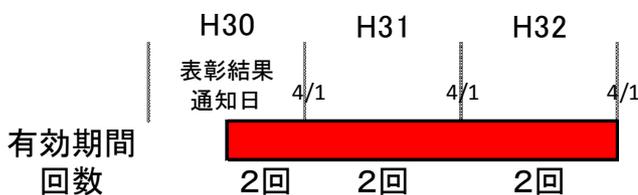


■改正案
過去10年間

②「優良工事施工者表彰」における有効期間を短縮

□現状
表彰結果の通知日から
翌々年度末まで

■改正案
表彰結果通知日の翌年度から
翌々年度末まで



③「技術職員数の維持」における評価方法を変更

【現行の評価方法】

技術職員の増減状況 (H27-H30)		加算点
10% < 増減率	又は 3人以上の増	0.7点
0% ≤ 増減率 ≤ 10%	かつ 2人以内の増	0.6点
-10% ≤ 増減率 < 0%		0.5点
-20% ≤ 増減率 < -10%	又は	0.25点
増減率 < -20%	かつ 2人以内の減	
増減率 < -20%	かつ 3人以上の減	0点



【新たな評価方法】

技術職員の減少状況 (H27-H30)		加算点
-10% ≤ 減少率		0.5点
-20% ≤ 減少率 < -10%		0.25点
又は		
減少率 < -20%	かつ 2人以内の減	0点
減少率 < -20%	かつ 3人以上の減	

4 今後の予定



地域の事情を考慮した様々な評価が可能な制度へ

④緊急時の現場対応の検討

⑤新規企業や若手技術者でも参加できる制度の検討

⑥雇用の問題や災害対応に対するインセンティブを
与える項目の検討

①～③については、周知期間を経て速やかに改正

④～⑥について、制度検討の上、今後の委員会で報告

○【改正案】平成30年度総合評価競争入札(簡易型)の落札者決定基準(土木一式)

		＜現行＞			
加算点評価項目		必須	選択	評価内容	加算点
施工計画 (技術重視型のみ)	品質管理	(●)		必要事項の記載が適切であり、さらに工夫が複数見られる又は高度である。 必要事項の記載が適切であり、さらに工夫が見られる。 必要事項の記載が適切である。(共通仕様書程度) 必要事項の記載がないものがある。 記載がない又は不適	2 1.5 1 0 失格
	施工管理・安全管理等	(●)	●		2点×2
配置予定技術者	同規模工事の監理技術者又は主任技術者としての最高評点 (H15以降に完工) →(H20以降に完工) ＜地域活性型Bの場合＞ 所有する国家資格	●		80点以上 77.5点以上 80点未満 75点以上 77.5点未満 72.5点以上 75点未満 70点以上 72.5点未満 67.5点以上 70点未満 65点以上 67.5点未満 65点未満、実績なし、又は調査基準価格未満の入札を行った者	1 0.9 0.8 0.7 0.6 0.5 0.4 0
	技術者の継続教育(CPD)	●		2年間の取得単位30単位以上 2年間の取得単位15～29単位 2年間の取得単位15単位未満 又は 調査基準価格未満の入札を行った者	0.8 0.5 0
建設機械保有	経営事項審査において加点対象となる建設機械の保有状況	●		保有台数4台以上 保有台数3台 保有台数2台 保有台数1台 保有無し	1 0.9 0.8 0.7 0
表彰	京都府地域づくり優良工事施工者表彰 (表彰結果の通知日から翌々年度末まで) →表彰結果通知日の翌年度から翌々年度末まで	●		優秀賞 受賞あり(回数制限) 奨励賞 受賞あり(回数制限) なし	1(0.3) 0.5(0) 0
地域調達・雇用	府内企業の下請	●		申請点＝下請率×府内下請率×3+(1-下請率)×3 [小数第1位止め] 調査基準価格未満の入札を行った者 申請点×(-1) 下請率100%	3～0 0～-3 失格
	府内資材調達	●		すべて府内調達(申請点=1点) 一部府内調達(申請点=0.5点) 府内調達なし(申請点=0点) 調査基準価格未満の入札を行った者 申請点×(-1)	1 0.5 0 -1,-0.5,0
	「技術職員数」の維持	●		10%＜増減率 又は 3人以上の増 0%≤増減率≤10% かつ 2人以内の増 -10%≤増減率＜0% -20%≤増減率＜-10% 又は 増減率＜-20% かつ 2人以内の減 増減率＜-20% かつ 3人以上の減	0.7 0.6 0.5 0.25 0
	雇用	●		技術職員数16人以上 技術職員数13～15人 技術職員数10～12人 技術職員数7～9人 技術職員数4～6人 技術職員数3人以下	0.5 0.4 0.3 0.2 0.1 0
地域への貢献	地域維持業務の実績	●		冬期維持管理部門の表彰有り ※6 維持修繕部門の表彰有り ※6 表彰無し	1 0.5 0
	災害協定の締結		工事箇所を所管する土木事務所長と災害協定を締結している団体の構成員 協定締結無し	1 0	
その他	緊急時の現場対応	●		※この項目は、出水時等に緊急対応が必要な河川・砂防工事や、現道沿いの山切工事等で設定する。 現場の土木事務所管内 現場の土木事務所管外	1 1 0
加算点満点計					最大15点



		＜改正案＞			
評価内容				加算点	
施工計画 (技術重視型のみ)	品質管理	(●)		必要事項の記載が適切であり、さらに工夫が複数見られる又は高度である。 必要事項の記載が適切であり、さらに工夫が見られる。 必要事項の記載が適切である。(共通仕様書程度) 必要事項の記載がないものがある。 記載がない又は不適	2 1.5 1 0 失格
	施工管理・安全管理等	(●)	●		2点×2
配置予定技術者	同規模工事の監理技術者又は主任技術者としての最高評点 (H15以降に完工) →(H20以降に完工) ＜地域活性型Bの場合＞ 所有する国家資格	●		80点以上 77.5点以上 80点未満 75点以上 77.5点未満 72.5点以上 75点未満 70点以上 72.5点未満 67.5点以上 70点未満 65点以上 67.5点未満 65点未満、実績なし、又は調査基準価格未満の入札を行った者	1 0.9 0.8 0.7 0.6 0.5 0.4 0
	技術者の継続教育(CPD)	●		2年間の取得単位30単位以上 2年間の取得単位15～29単位 2年間の取得単位15単位未満 又は 調査基準価格未満の入札を行った者	0.8 0.5 0
建設機械保有	経営事項審査において加点対象となる建設機械の保有状況	●		保有台数4台以上 保有台数3台 保有台数2台 保有台数1台 保有無し	1 0.9 0.8 0.7 0
表彰	京都府地域づくり優良工事施工者表彰 (表彰結果の通知日から翌々年度末まで) →表彰結果通知日の翌年度から翌々年度末まで	●		優秀賞 受賞あり(回数制限) 奨励賞 受賞あり(回数制限) なし	1(0.3) 0.5(0) 0
地域調達・雇用	府内企業の下請	●		申請点＝下請率×府内下請率×3+(1-下請率)×3 [小数第1位止め] 調査基準価格未満の入札を行った者 申請点×(-1) 下請率100%	3～0 0～-3 失格
	府内資材調達	●		すべて府内調達(申請点=1点) 一部府内調達(申請点=0.5点) 府内調達なし(申請点=0点) 調査基準価格未満の入札を行った者 申請点×(-1)	1 0.5 0 -1,-0.5,0
	「技術職員数」の維持	●		-10%≤増減率＜0% -20%≤増減率＜-10% 又は 増減率＜-20% かつ 2人以内の減 増減率＜-20% かつ 3人以上の減	0.5 0.25 0
	雇用	●		技術職員数6(16)人以上 技術職員数5(13～15)人 技術職員数4(10～12)人 ※2 技術職員数3(7～9)人 技術職員数2(4～6)人 技術職員数1(3人以下)人	0.5 0.4 0.3 0.2 0.1 0
地域への貢献	地域維持業務の実績	●		冬期維持管理部門の表彰有り ※6 維持修繕部門の表彰有り ※6 表彰無し	1 0.5 0
	災害協定の締結		工事箇所を所管する土木事務所長と災害協定を締結している団体の構成員 協定締結無し	1 0	
その他	緊急時の現場対応	●		※この項目は、出水時等に緊急対応が必要な河川・砂防工事や、現道沿いの山切工事等で設定する。 現場の土木事務所管内 現場の土木事務所管外	1 1 0
加算点満点計					最大14.8点

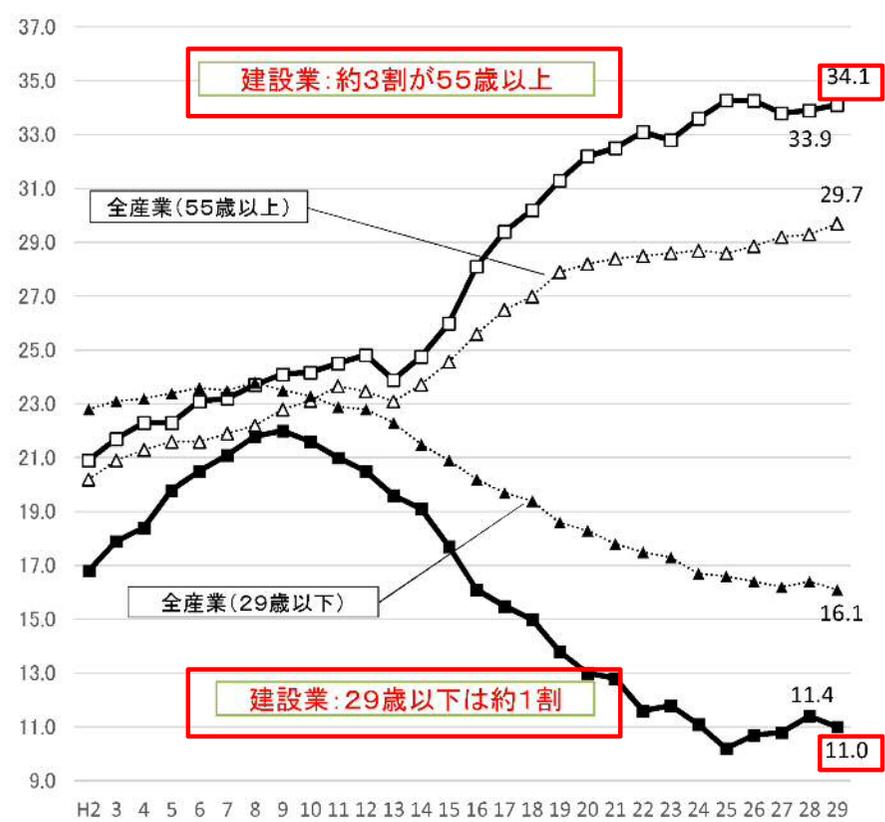
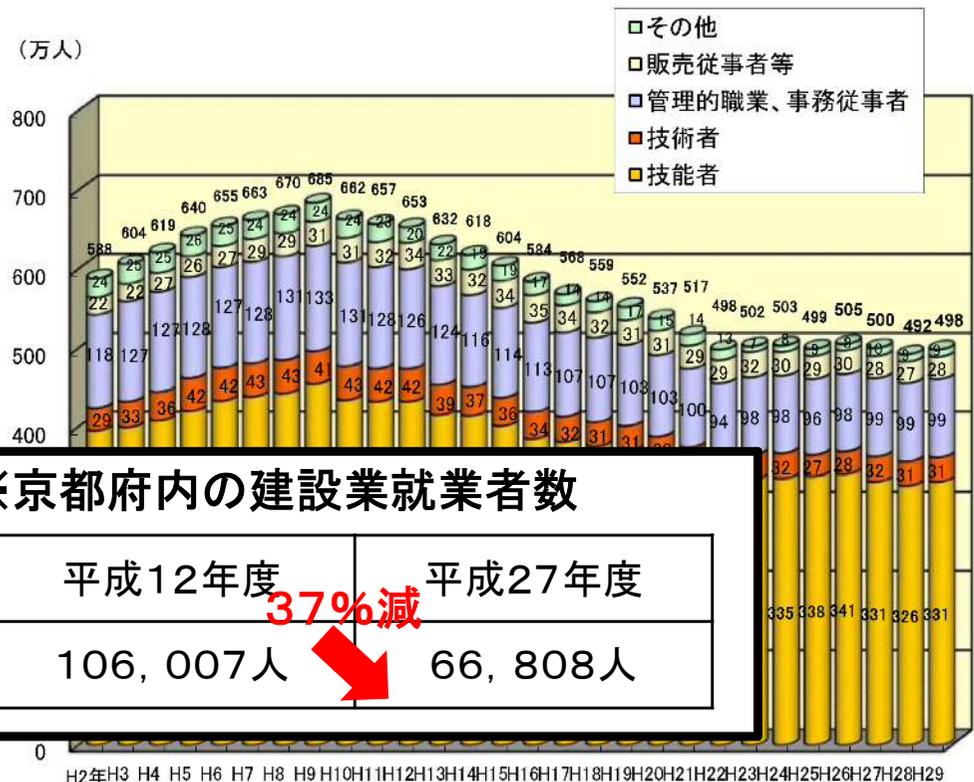
建設業就業者の現状

技能者等の推移

- 建設業就業者： 685万人(H9) → 498万人(H22) → 498万人(H29)
- 技術者： 41万人(H9) → 31万人(H22) → 31万人(H29)
- 技能者： 455万人(H9) → 331万人(H22) → 331万人(H29)

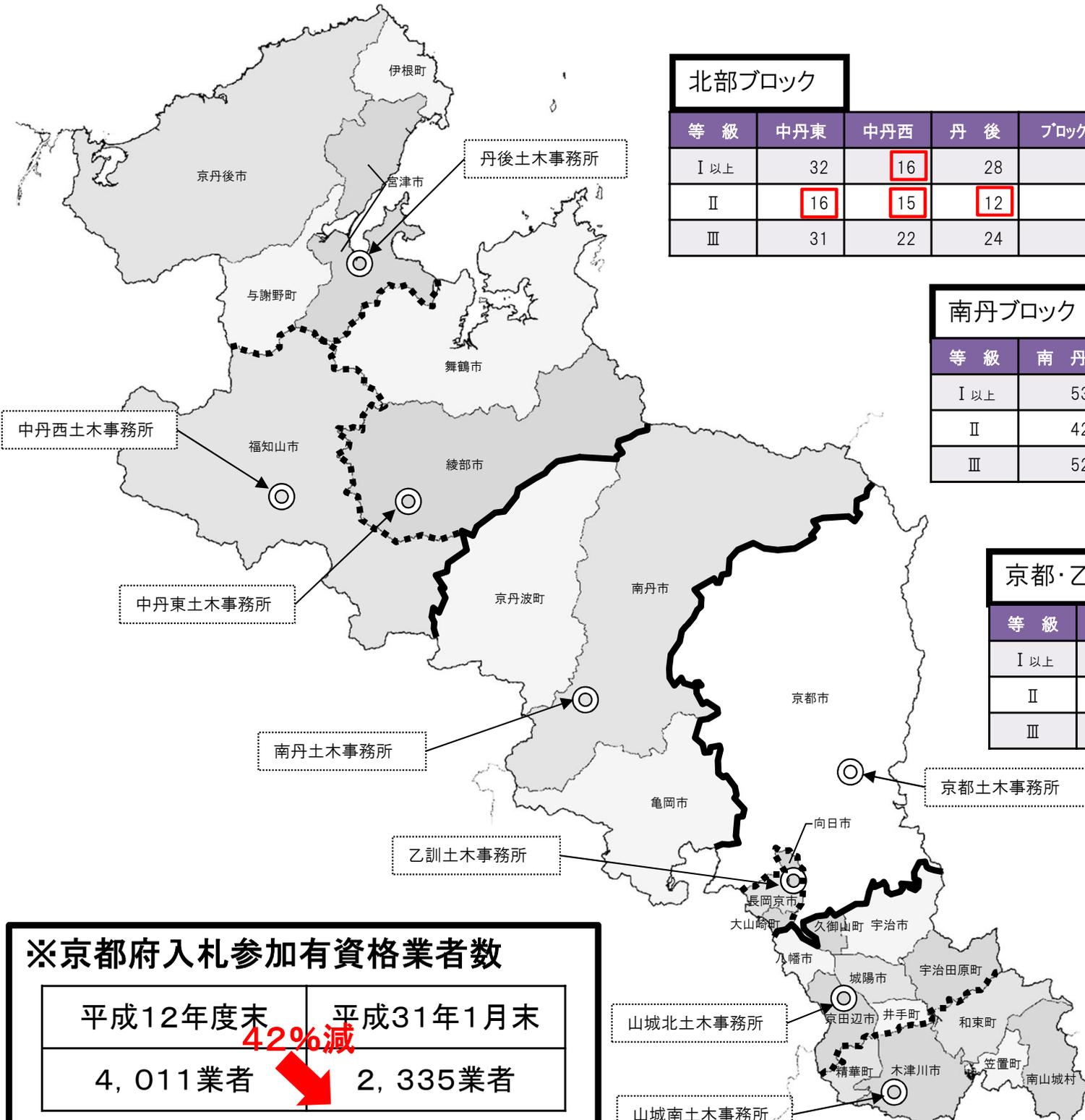
建設業就業者の高齢化の進行

- 建設業就業者は、55歳以上が約34%、29歳以下が約11%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。
※実数ベースでは、建設業就業者数のうち平成28年と比較して55歳以上が約3万人増加、29歳以下は約1万人減少。



出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出
(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値。)

出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出



北部ブロック

等級	中丹東	中丹西	丹後	ブロック計
I 以上	32	16	28	76
II	16	15	12	43
III	31	22	24	77

□: 20社未満

南丹ブロック

等級	南丹	ブロック計
I 以上	53	53
II	42	42
III	52	52

京都・乙訓ブロック

等級	京都	乙訓	ブロック計
I 以上	71	11	82
II	38	4	42
III	71	13	84

南部ブロック

等級	山城北	山城南	ブロック計
I 以上	42	14	56
II	28	25	53
III	55	21	76

※京都府入札参加有資格業者数

平成12年度末	平成31年1月末
4,011業者	2,335業者

42%減

総合評価競争入札における評価項目の検証 及び見直しの方向性について【案】

対象：土木・舗装等

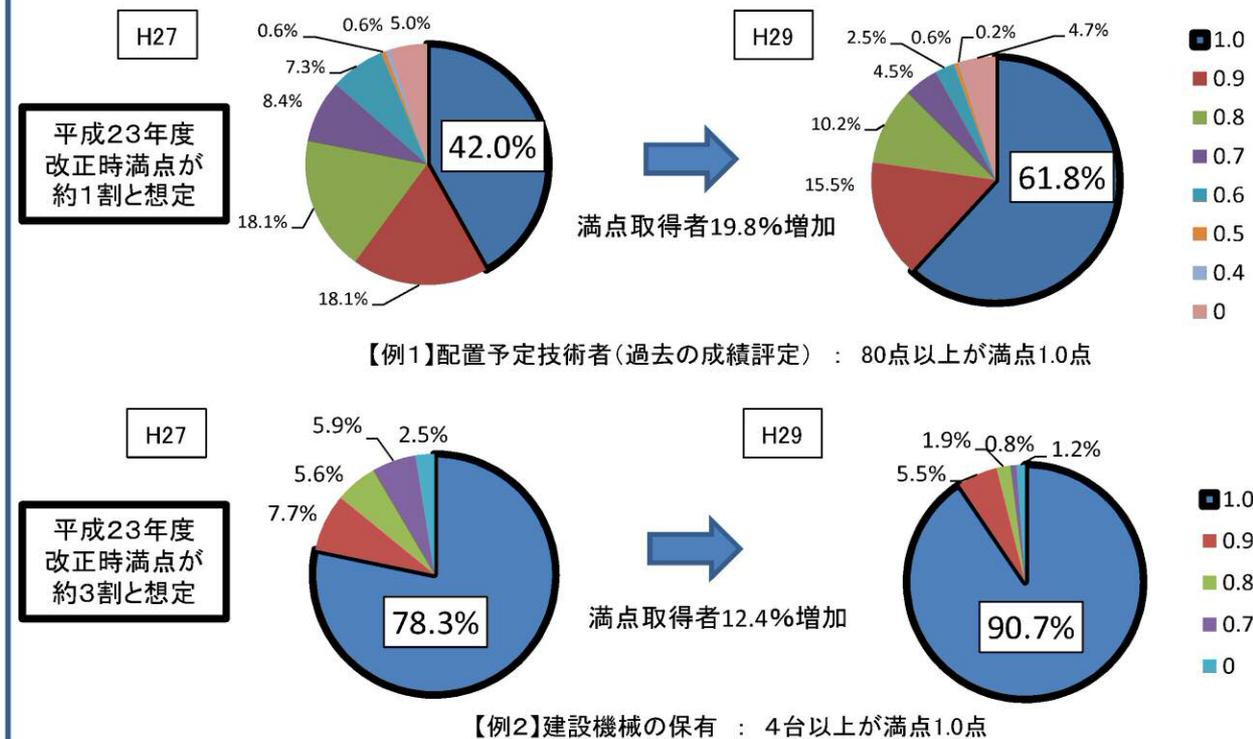
1 現状の課題

- ① 平成18年度から総合評価競争入札を適用する中で、各企業の取組により加算点の高得点化が進み、技術評価点の高止まりがみられ、点数の固定化の傾向が見られる
- ② 府内全域(4ブロック)で同じ評価項目を採用
→ 雇用状況や災害対応について、地域特性が反映できていない

2 分析・検証

◇課題① 高得点化、固定化について

■各項目の加算点申請状況【H27とH29の比較】



■複数受注状況

○3件以上落札している企業が複数存在

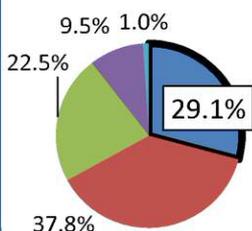
I 等級向け: 土木一式・45百万円以上					
年度	H25	H26	H27	H28	H29
3 件以上受注した比率	14.5%	15.3%	9.0%	13.2%	16.9%
最大受注回数	4 回	5 回	6 回	7 回	6 回
案件数	85	96	97	120	96

➡ 加算点の高得点化、落札者の固定化の傾向がみられる

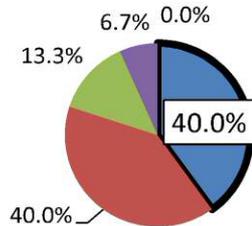
◇課題② 地域特性の反映について

■各項目の加算点申請状況【H29ブロック別】

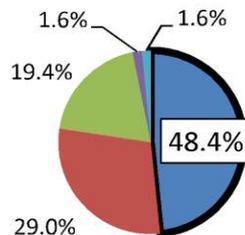
【中東・中西・丹後】



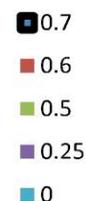
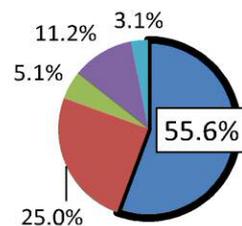
【南丹】



【京都・乙訓】



【山城北・山城南】



【例】雇用維持(3年前の技術職員数と比較) : 10%以上又は3人以上増えていれば満点0.7点

北部と南部で地域差がみられるが、同じ重み付けで評価しているため
地域の実情を反映できていない

3 対応案

- 課題①については、1種類の評価方法で実施していることから
 - ・技術力を評価する現行パターン
 - ・新規企業や若手技術者でも参加できる新たなパターン
- 課題②については、地域の特性を反映できる評価項目が必要なことから
 - ・雇用の問題や災害対応に対するインセンティブを与えるため、現行配点の重み付けの検討や新たな評価項目を設けるパターン

・バリエーションを増やすことで落札者の固定化を回避
・地域の事情を考慮した総合評価の実施

4 今後の予定

対応案の具体的な内容を検討の上、今後の委員会で報告

【参考】国土交通省(近畿地方整備局)

「企業の参入促進」「担い手確保」「品質の向上」を図るため各種試行を実施

- ・若手・女性技術者
- ・BCP
- ・地域内工事の実績
- ・ICTの活用(i-Construction)